

「ぼうさいこくたい2026 in 鳥取」鳥取県運営委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「ぼうさいこくたい2026 in 鳥取」鳥取県運営委員会（以下「運営委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 運営委員会は第11回防災推進国民大会（ぼうさいこくたい2026 in 鳥取）（以下「大会」という。）に付随する事業を適切に実施することにより、県民の防災に関する意識の向上及び関係機関・団体相互の連携を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 運営委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 大会に付随する事業に関する総合的な計画及び構成団体が実施する事業の調整に関すること。
- (2) 全国から集まる関係者・来場者へのおもてなしに関すること。
- (3) 地域防災力の向上、構築に関すること。
- (4) 大会の主催者である「内閣府・防災推進協議会・防災推進国民会議」、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他運営委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 運営委員会は、次に掲げる構成団体の代表者又は当該構成団体から選出された者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 鳥取県
- (2) 県内各市町村
- (3) 日本赤十字社鳥取県支部
- (4) とっとりプラットフォーム5+α
- (5) 鳥大防災Lab.
- (6) とっとり若者活躍局
- (7) ぼうさいこくたい高校活動推進委員会
- (8) とっとり建設☆女星ネットワーク
- (9) 鳥取大学工学部附属地域安全工学センター
- (10) 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
- (11) 鳥取県農業協同組合中央会
- (12) 倉吉商工会議所
- (13) 一般社団法人鳥取県物産協会
- (14) 倉吉銀座商店街振興組合
- (15) 特定非営利活動法人とっとり災害支援連絡協議会

- (16) 日野ボランティア・ネットワーク
 - (17) 鳥取県消防長会
 - (18) 公益財団法人鳥取県消防協会
 - (19) 一般社団法人日本損害保険協会中国・四国支部
- 2 会長は、鳥取県の委員をもって充てる。
- 3 副会長は、倉吉市、日本赤十字社鳥取県支部、とつとりプラットフォーム $5+\alpha$ 及び鳥大防災Lab. の委員をもってを充てる。

(職務)

- 第5条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 会長に事故のあるとき若しくは会長が欠けたとき又は会長が必要と認めるときは、あらかじめ会長が指定した副会長が、その職務を代行する。
 - 3 構成団体は、第3条第1号による調整に基づき、それぞれ事業を実施するものとする。

(任期)

- 第6条 委員及び役員の任期は、令和7年11月19日から第9条に定める解散のときまでとする。ただし、任期途中で委員が欠けたときの補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

- 第7条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
 - 3 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を会議に出席させることができる。

第4章 事務局

(職員)

- 第8条 運営委員会の事務局を、鳥取県庁内に置く。
- 2 事務局長には、鳥取県政策統轄監をもって充てるほか、事務局の職員は、鳥取県の職員の中から会長が任命する。
 - 3 その他事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 解散

(解散)

- 第9条 運営委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、会議の決定を経て解散する。

第6章 補則

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和7年11月19日から施行する。